

桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要綱

(令和2年4月20日施行)

改正 令和3年1月1日 令和3年6月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、桐生市小口資金融資促進条例(昭和30年12月26日桐生市条例第22号)及び桐生市中小企業等振興対策資金経営安定資金融資規則(平成17年桐生市規則第90号)の規定による融資(以下「融資」という。)を受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子について利子補給金を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象期間)

第2条 利子補給金の交付対象となる期間は、金融機関から融資を受けた日から3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給金の交付対象期間において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日を利子補給金の交付期間の終期とする。

- (1) 事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に融資を受け、当該融資に係る利子を支払っている者
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる者
 - (3) 市内に店舗、工場、事務所その他の事業所を有する者
 - (4) 同一業種について1年以上営業を継続している者
 - (5) 市税等に滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する者を除く。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に金融機関に支払った融資に係る利子額(償還の遅延に係る利子支払額を除く。)のうち、1年目においては全額、2年目及び3年目においては1/2以内とし、1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てた額とする。

(交付認定申請)

第5条 利子補給金の交付認定を受けようとする者は、市内金融機関から融資が実行された後、速やかに桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 融資の償還予定表の写し
- (2) 売上高の減少が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、その結果を桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付認定(不認定)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の交付認定を受けた者で、利子補給金の交付を受けようとするものは、毎年1月1日から12月31日までの期間に係るものについて、翌年1月末日までに桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付申請書兼請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金支払利子証明書(様式第4号)
- (2) 利子補給金の振込先が確認できる通帳等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、交付の場合にあっては交付決定及び額の確定を、不交付の場合にあっては不交付決定を、桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(様式第5号)により申請者に通知し、交付の場合は、申請者に利子補給金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 融資を他の目的に使用したとき。
- (3) 金融機関との約定による償還計画に基づき元金又は利子を期日までに支払わなかったとき。
- (4) 重大な法令違反により公序良俗に反することが明らかになったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定に基づく交付決定を受けた者については、第9条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則(令和3年1月1日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則(令和3年6月28日)

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。